

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

第 10 期策定について

厚生労働省の定める次世代育成支援対策推進法（※）に基づき一般事業主行動計画の提出が事業規模によって義務付けられています。

パルシステム千葉では第 9 期事業主行動計画（2021 年 11 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）に基づき、雇用環境整備を進めてきました。また男性の育児休業取得者についても実績をつくることができました。これらを踏まえ、子育て支援に積極的に取り組む企業としての「くるみんマーク」認定に向け、第 10 期の認定申請を進めます。

なお、第 10 期事業主行動計画については、改めて以下の通りに策定をしています。

計画期間	2024 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日の 3 年間
目標 1	女性職員の育児休業取得率は 100%推進を維持します。また、男性職員が積極的に育児に関われる環境を整備します。
対策	<ul style="list-style-type: none">● 計画期間中、女性の育児休業取得率は 100%を維持し、男性の育児休業を取得する職員の割合 75%以上を目指します。● 女性、男性の育休取得推進の周知を組織内に広報します。
目標 2	有期雇用職員を含む全職員の年次有給休暇取得率を向上させます。
対策	<ul style="list-style-type: none">● 年次有給休暇の取得状況を把握し、管理者による適正な管理ができるようにします。● 有休付与の 60%以上の取得率を目指します。
目標 3	子どもが実際に働いている親の姿を見ることができる「子ども参観日」を実施します。
対策	<ul style="list-style-type: none">● 子ども参観日を 1 回以上開催します。● 組織内の周知と広報を実施し参加者を募ります。● 参観日の実施後は、子ども参観日の様子がわかるよう組織内に周知します。
目標 4	「不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備」の取り組みを推進します。
対策	<ul style="list-style-type: none">● 不妊治療のための休暇制度の整備および、労働者の理解を促進するための取り組みを実施します。また、不妊治療における仕事との両立に関する方針を組織内に周知します。● 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任します。

2024 年 4 月 1 日
パルシステム千葉 人事教育部

（※）次世代育成支援対策推進法・・・少子化対策の一環として、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の環境整備を行うことを目的とした法律です。